

社会福祉法人福美会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、社会福祉法人福美会（以下「法人」という。）の定款第九条並びに第二十四条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第二条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。

(報酬等の支給)

第三条 役員等が法人業務を行う場合に、各年度の総額が235,000円を超えない範囲で、別表1の通り報酬等として支給することができる。交通費については、法人の旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。

(公表)

第四条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

2 法人現況報告書において、当該前年度の報酬総額を公表する。

(改廃)

第五条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

日額 5,000円（ただし、施設職員を兼務する役員等については、この限りではない。）